

岐阜大学大学院地域科学研究科学位論文及び最終試験要項

(趣旨)

第1条 修士（地域科学）の学位論文審査及び最終試験に関しては、岐阜大学大学院学則、岐阜大学学位規則及び岐阜大学大学院地域科学研究科規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(学位論文指導教員届の提出)

第2条 学生は、学位論文の指導教員（以下「指導教員」という。）の承認を経て、「学位論文指導教員届」（別紙様式第1号）を入学年度の4月末日（その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに地域科学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(学位論文名届の提出)

第3条 学生は、指導教員の承認を経て、「学位論文名届」（別紙様式第2号）を修了年度の4月末日（その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに研究科長に提出しなければならない。

2 届け出た論文名は、特別の事情があると認められるときは、指導教員の承認を経て、「学位論文名変更届」（別紙様式第3号）を研究科長に提出することができる。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

2 学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文1編（正本1部）に「学位審査願」（別紙様式第4号）及び「学位論文要旨」を添えて研究科長に提出しなければならない。

3 学位論文の言語、用紙の規格及び枚数等については、各専攻（研究領域）の定めるところによる。

4 学位論文の提出は、修了予定年度の1月15日（その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに提出するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、学位論文を提出できなかった者は、次年度の7月15日（その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに提出することができる。

(審査委員の選出)

第5条 指導教員は、学位論文1編につき主査1人及び副査2人以上の審査委員候補者を、「審査委員候補者名簿」（別紙様式第6号）により11月末日（その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに研究科長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、前項の推薦を踏まえ、地域科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて、研究科委員会構成員のうちから審査委員を決定する。
- 3 前項に規定する審査委員には、必要に応じ、その他の教員を加えることができる。
- 4 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。

（学位論文の審査及び最終試験の実施）

第6条 学位論文の審査及び最終試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。

- 2 学位論文の最終試験は、2月20日（第4条第5項の規定による場合は8月20日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに終了するものとする。
- 3 学位論文の審査及び最終試験の成績は、以下の審査項目について評価を行い、合格又は不合格とする。

- ① 問題意識が明確であり、研究課題が整理されている。
- ② 論文の表現が適切であり、論理的に一貫した構成になっている。
- ③ 研究内容の発展性及び信頼性等の観点から修士の学位にふさわしいものである。

（学位論文の審査及び最終試験の結果の報告）

第7条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験の結果を「学位論文審査及び最終試験結果報告書」（別紙様式第7号）により、2月24日（第4条第5項の規定による場合は8月24日。その日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直近の金曜日）までに研究科長に報告するものとする。

（審査済学位論文の保管）

第8条 審査済の学位論文は、地域科学研究科において保管するものとする。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が定める。

附 則

この要項は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年12月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成２７年７月１５日から実施する。